

泉州銀行 健全経営について

■自己資本比率(国内基準・単体)



※自己資本比率の計算方式(国内基準) 基本的項目 + 補完的項目

$$\frac{\text{資本(剰余金等)} - \text{一般貸倒引当金、劣後ローン等}}{\text{リスク・アセット等(信用リスク度合いを考慮した資産額等)}} \times 100$$

■有価証券の状況(残高・含み損益)



※含み損益は、その他有価証券に係るものと記載しております。

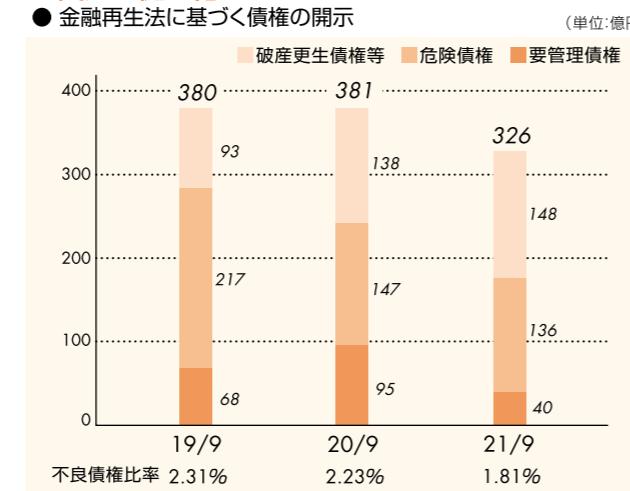
増加を続けております。

物価情勢につきましては、製品需給緩和の影響は続いておりますが、国際商品市況の持ち直しを受けて、国内企業物価は大幅下落のあと、最近は概ね横ばいの動きとなっております。消費者物価につきましては、経済全体の需給緩和に加え、前年における石油製品価格高騰の反動から下落幅が拡大しております。

金融面につきましては、政策金利である無担保コールレート(翌日物)は8月以降の資金調達ニーズの高まりにより、誘導目標である0.1%の水準を上回る局面があつたものの、期末には落ち着きを取り戻しました。長期金利につきましては、7月中旬以降、堅調な株式市場を背景に、1.4%台半ばまで上昇しましたが、その後は9月の国債大量償還など

■資産の健全化について

●金融再生法に基づく債権の開示



●平成21年9月期の保全状況

	債権額	保全額	保全率
破産更生債権及びこれらに準する債権	148	148	100.00%
危険債権	136	124	90.68%
要管理債権	40	39	98.49%
合計	326	312	95.90%
正常債権	17,653	保全額:担保等による保全額+貸倒引当金	

破産更生債権及びこれらに準する債権

破産手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準する債権のことです。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のことです。

要管理債権

要注意先に対する債権のうち、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものです。(要注意先:貸出条件、債務の履行状況、財務内容に問題があり、今後の管理に注意が必要な債務者。)

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権並びに要管理債権以外のものに区分される債権のことです。

の需給面に加え、下旬の株価急落を受けて金利は低下基調となり、期末には1.3%台割れの水準となっております。

株価につきましては、好調な海外株式市場や衆院選での政権交代に対する期待感から、堅調に推移しております。9月に自己資本規制強化などへの懸念から金融株の下落、また、円高進行から輸出関連株への影響がありました。期末の日経平均株価は1万円を上回る水準で取引を終えております。

■リスク管理債権の状況

銀行法に基づくリスク管理債権は、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3カ月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」に分類され、単体ベースの開示に加え、連結ベースの開示が義務づけられています。

●連結ベース

区分	平成20年9月期	平成21年9月期
破綻先債権額	109	118
延滞債権額	164	170
3カ月以上延滞債権額	24	0
貸出条件緩和債権額	71	40
合計	369	329
貸出金に占める割合	2.25%	1.88%

●単体ベース

区分	平成20年9月期	平成21年9月期
破綻先債権額	103	107
延滞債権額	153	156
3カ月以上延滞債権額	24	0
貸出条件緩和債権額	71	40
合計	352	304
貸出金に占める割合	2.14%	1.73%

破綻先債権

元本の回収が不可能となる蓋然性が高い債権のこと、具体的には未収利息を収益不計上とした貸出金のうち、会社更生法、破産法などの法的手続きをとられている債務者や手形交換所において取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金のことです。

延滞債権

未収利息を収益不計上とした貸出金のうち、破綻先債権と債務者の経営再建又は支援を図ること目的として利息の支払を猶予した貸出金を控除した貸出金のことです。

3カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出金で破綻先債権と延滞債権に該当しない貸出金のことです。

貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩(金利の減免、金利の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄、現金贈与、代物弁済の受取など)を実施した貸出金のことです。

■自己査定と開示基準別の分類・保全状況【単体】(21年9月末)

自己査定結果(債務者区分別) 対象:貸出金等と信闇連債権					金融再生法の開示基準 対象:要管理債権は貸出金のみ その他は貸出金等と信闇連債権			リスク管理債権 対象:貸出金	
区分 与信残高	分類				区分 与信残高	担保・保証等による 保全額	引当額	保全率	区分 貸出金残高
	非分類	II分類	III分類	IV分類					
破綻先 115	19	95	-(2)	(8)	破綻先債権 148	127	21	100.00%	破綻先債権 107
実質破綻先 33	18	15	-(1)	(9)	危険債権 136	106	17	90.68%	延滞債権 156
破綻懸念先 135	64	58	12 (17)		要管理債権 40	32	7	98.49%	3カ月以上延滞債権 0
要注意先 44	4	40			小計 326	266	46	95.90%	貸出条件緩和債権 40
要注意先 1,313	526	786			合計 17,683	16,674	996	12 (20)	合計 17,980
正常先 16,041	16,041								
合計 17,683	16,674	996	12 (20)	- (17)					

(注1)貸出金等と信闇連債権:貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に記載することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)

(注2)自己査定結果(債務者区分別)における()内は分類額に対する引当額です。破綻先・実質破綻先のⅢ・Ⅳ分類額は、全額引当済みです。

なお、これらの債権は、開示金額全てが回収不能というわけではありません。これらの債権の大半は、回収確実な担保等により保全されており、回収不能と判断した部分についても貸倒引当金を計上するなどの措置がとられています。